**府域一水道に向けた水道のあり方協議会設置要綱（案）**

資料３

（名称）

第１条　本会は、「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、持続可能な水道事業構築のため、府域一水道に向けた水道のあり方について、検討、協議を行うことを目的とする。

（会議内容）

第３条　会議内容は、次に掲げる事項を基本とする。

（１）府域全体の水道事業の最適化に関すること

（２）淀川を水源とする浄水場の最適配置に関すること

（３）その他

（構成員）

第４条　構成員は、大阪府、府内全水道事業者及び水道用水供給事業者とする。

（会長）

　第５条　協議会に会長を置く。

２ 会長は、大阪府健康医療部長をもって充てる。

３ 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４ 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代理する。

（事務局）

第６条　協議会の事務局は、大阪府健康医療部環境衛生課に置く。

（運営）

第７条　事務局は、会の招集、開催を行う。

（会議）

　第８条　本会の会議は、総会及び幹事会とする。

（専門部会）

　第９条　協議会に専門部会を設置できるものとする。

また、必要に応じ水道事業にかかる計画、会計、事業運営のあり方等に関して専門技術的な助言ができる者及び関連する分野に携わる民間事業者等から助言を受けることができるものとする。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、協議会運営に関し必要な事項は、別途構成員と協議し決定する。

附則　この要綱は平成30年８月29日から施行する。